

第4章 重点的に推進すべき居住環境の整備に関する事項

4.1 居住環境の動向

本地域は、持ち家率が県平均を上回っているものの、近年の住宅の新設数は横ばいからやや減少傾向で推移している。構造的には、木造住宅が8割を占めているが、最近では、鉄筋コンクリート造・鉄骨造の耐震性に優れた住宅建設も増えている。

これまで、中核都市及び構成町村においては、定住促進のために公営住宅整備を行ってきたが、老朽化した公営住宅もあり、今後は予想される人口減少と少子高齢化に対応するため、バリアフリー化など高齢者や障害者へ配慮した住環境整備の必要性が高まっている。

4.2 整備の方針

若者の地域外流出の歯止め、定住化促進、Aターン者の受け入れ等を推進するため、魅力ある就業機会の創出を促進するとともに、ゆとりと潤いのある住環境の整備に努める。また、環境問題、災害対策、周辺環境との調和に留意し、今後は、都市機能の適正立地を誘導しながら、多様化する住宅需要に対応した公営住宅等の建て替えなど、良質で快適な生活環境の実現を目指す。